

- ※助成の申請は、必ず助成対象工事の着手の10日前(土休日除く)に行ってください。
- ※申請書類は、あらかじめエコセンター2階の環境課窓口へご持参ください。(区役所本庁舎ではないので、ご注意ください。)
- ※交付決定後、平成30年3月15日までに施工のうえ、実績報告書の提出が必要です。

※設置する機器が未使用であること。

※予算額に達した場合、申請の受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

※以下の他、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

1 太陽光発電システム機器

- ・ 建築物の屋根等に設置し、電力会社との電力受給契約を締結できるもの。
- ・ 財団法人電気安全環境研究所 (JET) の「太陽電池モジュール認証」を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。JET 認証以外の場合は、性能・品質に関する資料添付 (外国語の場合、要和訳) が必要です。
- ・ 発電した電力を**全量売電するものについては、対象外とします。**
- ・ 実績報告時には、電力会社に電力受給を申し込んだ際の電力受給契約申込書等のお客様控えの写しを提出していただきます。

【助成金額】 (千円未満切り捨て)

- ・ 太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワット当たり2万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力 (キロワット単位、小数点第3位を四捨五入) を掛けて得た額

助成対象者	区民、区内に事業所を有する事業者、管理組合等	
種類	規模・基準	金額 (限度額)
太陽光発電システム 機器	設置する建物は、区民の居住用の建物または区内に住所を有する事業者が所有するもの。太陽電池モジュールは、最大出力 (キロワット単位) が明示されること	20万円

【助成対象経費】 製品本体費用、設置工事 (足場等設置、架台等)

申請に必要な書類

- 1 交付申請書 (第1号様式)
- 2 見積書、内訳書の写し
※工事内容、モジュール、パワーコンディショナーの数量・型式及び価格の内訳が明記されたもの。
※見積書が、「太陽光発電システム一式〇〇万円」等の一式表記のみの場合、見積書本書のコピーに加え、内訳書の添付が必要です。
- 3 設置予定場所の現況写真 (太陽光発電施工前の屋根面写真)
※申請時現在建築中であるなど、設置予定場所の屋根面写真が添付できない場合は、実績報告時に提出してください。
※実績報告の際に、施工後の写真も必要になります。
- 4 太陽光発電設置に関する図面
 - ①平面図 (屋根面に設置するモジュールの配置・枚数が分かるもの)
 - ②立面図 (モジュールを設置する屋根面を含む立面図で、モジュールの配置・枚数が分かるもの。
陸屋根の場合は不要)
- 5 太陽光発電モジュールの全形、型式、認証及び最大発電能力が明示されている資料 (カタログ等)
- 6 特別区民税・都民税納税証明書 (平成28年度) (申請者が法人の場合は法人都民税納税証明書)
- 7 国民健康保険料納付済額証明書 (平成28年度) (社保は被保険者証の写し…表裏両面とも)

2 家庭用燃料電池装置(エネファーム)

- ・定格出力が0.5キロワット以上1.5キロワット以下の定置用燃料電池装置であるもの

【助成金額】（千円未満切り捨て）

- ・機器費用（本体）と設置工事に要した費用の20分の1の額

助成対象者	区民、区内に事業所を有する事業者、管理組合等	
種類	規模・基準	金額（限度額）
家庭用燃料電池装置 （エネファーム） 設置	都市ガス等から改質器を用いて燃料となる水素を取り出し空気中の酸素と反応させて発電するシステムであり、0.5キロワット以上1.5キロワット以下の定置用燃料電池であるもの	5万円
助成対象経費 製品本体費用、設置工事費用（土台工事・配線工事等）		
申請に必要な書類		
1 交付申請書（第1号様式）		
2 見積書、内訳書の写し ※工事内容、エネファームの型式及び価格等の内訳が明記されたもの ※見積書が、「エネファーム設置工事一式〇〇万円」等の一式表記のみの場合、見積書本書のコピーに加え、内訳書の添付が必要です。		
3 設置予定場所の現況写真（エネファーム施工前の写真） ※申請時現在建築中であるなど、設置予定場所の写真（外構床面・壁面などの設置予定場所の状況）が添付できない場合は、実績報告時に提出してください。 ※実績報告の際に、施工後の写真も必要になります。		
4 家庭用燃料電池装置設置場所の図面（平面図等で、機器の設置状況がわかるもの）		
5 エネファームの全形、型式、性能等がわかるもの（カタログ等）		
6 特別区民税・都民税納税証明書（平成28年度）（申請者が法人の場合は法人都民税納税証明書）		
7 国民健康保険料納付済額証明書（平成28年度）（社保は被保険者証の写し…表裏両面とも）		

3 家庭用蓄電システム設置（「電気自動車・住宅間相互電力供給装置」（Vehicle to Home システム）も対象となります）

- ・ **太陽光発電又はエネファームとの併設・接続が必要です。**
- ・ 蓄電池、インバータ及び充電器により構成されるシステムであること。
- ・ 太陽光発電又は家庭用燃料電池装置（エネファーム）と併設し接続をすること
- ・ リチウムイオン蓄電池は、国が実施する住宅省エネリノベーション促進事業費補助金における対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブが指定したものであること。
- ・ 「電気自動車・住宅間相互電力供給装置」（Vehicle to Homeシステム、以下 V2H システムとします）
ビークル トゥ ホーム
 は、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象機器として認定した充電器のうち、電気自動車に蓄電している電力を住宅用電源として利用できるものであること。
- ・ V2H システムの設置場所が、電気自動車の使用の住所と同一であること。

【助成金額】（千円未満切り捨て）

- ①リチウムイオン蓄電池は、1キロワットアワー当たり1万円に、蓄電池の容量（キロワットアワー単位、小数点第3位を四捨五入）を掛けて得た額
- ②「電気自動車・住宅間相互電力供給装置」（V2H システム）は、1キロワットアワー当たり1万円に、電気自動車車載の蓄電池容量を掛けた額

助成対象者	区民、区内に事業所を有する事業者、管理組合等	
種類	規模・基準	金額（限度額）
家庭用蓄電システム	設置する建物は、区民の居住用の建物または区内に住所を有する事業者が所有するもの。蓄電池は、容量（キロワットアワー単位）が明示されること	10万円
助成対象経費 製品本体費用、設置工事費用（土台工事・配線工事等）		
申請に必要な書類		
1 交付申請書（第1号様式）		
2 見積書、内訳書の写し ※工事内容、蓄電池容量、型式、数量及び価格等の内訳が明記されたもの ※見積書が、「家庭用蓄電システム設置工事一式〇〇万円」等の一式表記のみの場合、見積書本書のコピーに加え、内訳書の添付が必要です。		
3 蓄電システム設置に関する写真 ①設置予定場所の現況写真（家庭用蓄電システム施工前の写真） ②太陽光発電システム又は家庭用燃料電池システムが設置されていることが確認できる写真（太陽光発電、家庭用燃料電池システムの新設と同時に申請する場合は不要） ※実績報告の際に、施工後の写真（蓄電池の全景及び型式銘板が写ったもの）も必要になります。		
4 蓄電システム設置に関する図面 ①蓄電システム（V2Hシステム）の設置場所図面（平面図等で、設置する機器の配置が分かるもの） ②エネファーム又は太陽光発電との構成や型式が分かる概略図		
5 蓄電システムの全形、型式及び蓄電池の容量が明示されている資料（カタログ等） 又は V2H システムの全形、型式及び電気自動車の蓄電池の容量が明示されている資料（カタログ等）		
6 特別区民税・都民税納税証明書（平成28年度）（申請者が法人の場合は法人都民税納税証明書）		
7 国民健康保険料納付済額証明書（平成28年度）（社保は被保険者証の写し…表裏両面とも）		

4 屋上等緑化：建築物の屋根部分又は外壁部分に草花・樹木等を植栽するもの。最小施工面積 2㎡

【助成金額】（千円未満切り捨て）

- ①屋上緑化は、2万円に施工面積（平方メートル単位とし、小数点第3位を四捨五入する。）を掛けて得た額と、施工に要した費用の2分の1の額のいずれか小さい額
 ②壁面緑化は、1万円に施工面積（平方メートル単位とし、小数点第3位を四捨五入する。）を掛けて得た額と、施工に要した費用の2分の1の額のいずれか小さい額
 ※屋上緑化と壁面緑化を組み合わせる場合は、併せて40万円が限度額となります。

助成対象者	区民、区内に事業所を有する事業者、管理組合等	
種類	規模・基準	金額（限度額）
屋上又は壁面緑化	緑化面積が2㎡以上であり、補助具等で固定され移動取り外しができない構造であること	30万円 併せて施工は40万円

【助成対象経費】

屋上防水工事、設置工事（足場等設置、プランター及び支持金具、養生費及び諸経費等）。なお、プランター等で取外しや持運びができるものは対象外です。

【助成対象植物】

芝、樹木、ツタ（ナツツタ）、ヘデラ等（ツル性、登はん型、下垂型などの植物）、主として多年生のものが対象になります。

【助成対象外となる植物】

園芸用一年草（花）及び野菜、セダムは助成対象外とします。

申請に必要な書類

- 1 交付申請書（第1号様式）
- 2 見積書、内訳書の写し（工事内容、価格、数量、施工面積等の内訳が明記されたもの）
※見積書が、「屋上緑化工事一式〇〇万円」等の一式表記のみの場合、見積書本書のコピーに加え、内訳書の添付が必要です。
- 3 設置予定場所の現況写真（緑化工事施工前の屋上・外壁面写真）
※実績報告の際に、施工後の写真も必要になります。
- 4 屋上等緑化計画の図面（平面図、立面図、植栽一覧等で、面積が明示されたもの）
- 5 緑化面積の計算書
- 6 特別区民税・都民税納税証明書（平成28年度）（申請者が法人の場合は法人都民税納税証明書）
- 7 国民健康保険料納付済額証明書（平成28年度）（社保は被保険者証の写し…表裏両面とも）

5 雨水貯水槽：貯水タンクの容量が100ℓ以上であり、屋根面等からの雨水を集めるもの

【助成金額】（千円未満切り捨て）

貯水槽の容量を10リットルで割り（小数点第3位を四捨五入）千円を掛けて得た額と、設置に要した費用の2分の1の額のいずれか小さい額。

助成対象者	区民、区内に事業所を有する事業者、管理組合等	
種類	規模・基準	金額（限度額）
雨水貯水槽設置	貯水タンクの容量が100ℓ以上であり、屋根面等からの雨水を集めるもので、貯水槽の移動取り外しができない構造であること	30万円

助成対象経費

製品本体費用、設置工事（足場等設置、雨樋接続工事、配水管、オーバーフロー管、灌水用器具等）

申請に必要な書類

- 1 交付申請書（第1号様式）
- 2 見積書、内訳書の写し（工事内容、貯水槽の容量、数量、価格等の内訳が明記されたもの）
※見積書が、「雨水貯水槽工事一式〇〇万円」等の一式表記のみの場合、見積書本書のコピーに加え、内訳書の添付が必要です。
- 3 設置予定場所の現況写真（雨水貯水槽施工前の写真）
※実績報告の際に、施工後の写真も必要になります。
- 4 雨水利用計画の図面（平面図、立面図等で、貯水槽の配置、集水する樋等との接続が分かるもの）
- 5 貯水槽の全形、型式、容量等がわかるもの（カタログ等）
- 6 特別区民税・都民税納税証明書（平成28年度）（申請者が法人の場合は法人都民税納税証明書）
- 7 国民健康保険料納付済額証明書（平成28年度）（社保は被保険者証の写し…表裏両面とも）

6 高断熱窓への改修

- (1) 内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置）
- (2) 外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置）
- (3) ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換）

- ・扉等で室外と遮断されている**室単位で、設置しようとする室内全ての窓の断熱改修を行うこと。**
- ・改修後の窓が「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）」に規定する断熱性能に適合するよう行うこと。

※新築や増改築による新設部分は対象外です。

※マンション等の部屋に施工する場合は、管理規約等で、工事に一定の制限をしていることがありますので、事前に管理組合へご相談されることをお勧めします。

【助成金額】（千円未満切り捨て）

- ①荒川区内業者と施工契約する場合・・・施工費用の5分の1（限度額15万円）
（見積書・領収書の発行者住所が、荒川区内であることにより確認をします。）
- ②区外業者と施工契約する場合・・・施工費用の5分の1（限度額10万円）

助成対象者	区民、区内に事業所を有する事業者、管理組合等	
種類	規模・基準	金額（限度額）
高断熱窓への改修	既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修する工事で、改修後の窓が「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）」に規定する断熱性能に適合するよう行うもの （熱貫流率4.65W/m ² ・K以下） <u>※新築や増改築による新設部分は対象外</u>	①荒川区内業者と施工契約する場合 15万円 （見積書・領収書発行者住所が荒川区内であること）
		②区外業者と施工契約する場合 10万円
助成対象経費 製品本体費用、設置工事（サッシ、窓枠設置工事費等）		
申請に必要な書類 <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） 2 見積書、内訳書の写し（工事内容、断熱窓やガラスの型番、数量、価格等の内訳が明記されたもの） 3 設置予定場所の現況写真（施工前の窓全ての写真） ※実績報告の際に、施工後の写真も必要になります。 4 図面（改修する窓全ての図面が必要です。） <ol style="list-style-type: none"> ①平面図（室内のどの窓を改修するのか明示されたもの） ②立面図（建具表・姿図等。改修する窓の寸法、規格、型番が明示されたもの） 5 高断熱窓の全形、型式、寸法、断熱性能へ適合していること（「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）」）が分かる資料（カタログ等） 6 特別区民税・都民税納税証明書（平成28年度）（申請者が法人の場合は法人都民税納税証明書） 7 国民健康保険料納付済額証明書（平成28年度）（社保は被保険者証の写し…表裏両面とも） 		

7 太陽熱ソーラーシステム：集熱器、蓄熱槽、自動制御装置等で構成され（財）ベタリービングの優良住宅部品の認定を受けたもの

【助成金額】（千円未満切り捨て）

1平方メートル当たり2万円に集熱器面積（平方メートル単位とし、小数点第3位を四捨五入）を掛けて得た額と設置に要した費用の2分の1の額のいずれか小さい額

助成対象者	区民、区内に事業所を有する事業者、管理組合等	
種類	規模・基準	金額（限度額）
太陽熱ソーラーシステム設置	集熱器、蓄熱槽、自動制御装置等で構成され（財）ベタリービングの優良住宅部品の認定を受けたもの。	20万円
助成対象経費 製品本体費用、設置工事（足場等設置、架台等）		
申請に必要な書類		
1 交付申請書（第1号様式）		
2 見積書、内訳書の写し（工事内容、太陽熱ソーラーシステムの型式、数量、集熱器面積及び価格等の内訳が明記されたもの）		
3 設置予定場所の現況写真（太陽熱ソーラーシステム施工前の屋根面等の写真） ※実績報告の際に、施工後の写真も必要になります。		
4 太陽熱ソーラーシステムの設置図面 （平面図、立面図等で機器の配置及び集熱器面積等がわかるもの）		
5 機器の全形、型式、性能等がわかるもの（カタログ等）		
6 特別区民税・都民税納税証明書（平成28年度）（申請者が法人の場合は法人都民税納税証明書）		
7 国民健康保険料納付済額証明書（平成28年度）（社保は被保険者証の写し…表裏両面とも）		

8 太陽熱温水器：自然循環式で、（財）ベタリービングの優良住宅部品の認定を受けたもの

【助成金額】（千円未満切り捨て）

1平方メートル当たり1万円に集熱器面積（平方メートル単位として小数点第3位を四捨五入）を掛けて得た額と設置に要した費用の2分の1の額のいずれか小さい額

助成対象者	区民、区内に事業所を有する事業者、管理組合等	
種類	規模・基準	金額（限度額）
太陽熱温水器設置	自然循環式で（財）ベタリービングの優良住宅部品の認定を受けたもの。	8万円
助成対象経費 製品本体費用、設置工事（足場等設置、架台等）		
申請に必要な書類		
1 交付申請書（第1号様式）		
2 見積書、内訳書の写し（工事内容、太陽熱温水器の型式、数量、集熱器面積及び価格等の内訳が明記されたもの）		
3 設置予定場所の現況写真（太陽熱温水器施工前の屋根面等の写真） ※実績報告の際に、施工後の写真も必要になります。		
4 太陽熱温水器設置場所の図面（平面図、立面図等で機器の配置及び集熱器の面積等がわかるもの）		
5 機器の全形、型式、性能等がわかるもの（カタログ等）		
6 特別区民税・都民税納税証明書（平成28年度）（申請者が法人の場合は法人都民税納税証明書）		
7 国民健康保険料納付済額証明書（平成28年度）（社保は被保険者証の写し…表裏両面とも）		

9 省エネルギー診断の結果に基づき導入する省エネルギー設備の設置（荒川区内の事業所が対象）

東京都地球温暖化防止活動センター又は（財）省エネルギーセンターによる事業所の省エネ診断に基づき導入するもの。

※事前に、事業所の省エネルギー診断を受けることが必要です。

※事業所の省エネ診断に基づく工事であれば、照明器具や空調機器の交換など、幅広い設備が対象になります。

【助成金額】（千円未満切り捨て）

設置に要した費用の10分の1の額

助成対象者	区内で省エネルギー診断の結果に基づき導入する省エネルギー設備を設置する区内に事業所を有する事業者	
種類	規模・基準	金額（限度額）
省エネルギー設備	東京都地球温暖化防止活動センター又は（財）省エネルギーセンターによる診断に基づき導入するもの。	30万円
助成対象経費 製品本体費用、設置工事費等		
申請に必要な書類		
1 交付申請書（第1号様式）		
2 東京都地球温暖化防止活動センター又は（財）省エネルギーセンターによる診断に基づき導入する省エネルギー設備であることの証明（省エネ診断書のコピー等）		
3 見積書、内訳書の写し（工事内容、導入機器類の型式、数量及び価格等の内訳が明記されたもの）		
4 設置予定場所の現況写真（設置予定箇所が全て確認でき、設置工事図面と照合ができるもの及び交換前の機器の型番が識別できるもの）		
5 近隣地図		
6 設置場所の図面（平面図、立面図等）		
7 導入する機器の全形、型式、性能等がわかるもの（カタログ等）		
8 法人住民税の納税証明書（申請者が法人の場合）		
9 特別区民税・都民税納税証明書（平成28年度）（申請者が法人住民税納税義務者でないため、法人住民税納税証明書が発行されない場合のみ）		
10 設置する建物の登記簿謄本または固定資産税（建物）納税通知書のコピー（申請者が建物を所有することを証明するために必要です。）		

省エネ診断の問い合わせ先

①東京都地球温暖化防止活動センター（愛称：クールネット東京） 電話：03-5990-5087

<http://www.tokyo-co2down.jp/>

②（財）省エネルギーセンター 電話：03-5439-9732

<http://www.eccj.or.jp>

10 集合住宅向け省エネルギー診断に基づき導入するLED照明

荒川区集合住宅向け省エネルギー診断の受診結果に基づき導入するLED照明で、次のいずれかの要件を満たすもの。

- ア LED以外の既設照明器具全体がLED照明器具に置き換えられたものであること。
- イ 既設の照明のうち、ランプのみをLEDランプへ交換する場合において、第12条第7号に規定する安全確認報告書によりその安全性が確認できるものであること。

※事前に、集合住宅向け省エネルギー診断を受けることが必要です。

※共用部で使用している既設照明をLEDに更新する場合のみ対象です。

【助成金額】（千円未満切り捨て）

設置に要した費用の2分の1の額

助成対象者	区内で集合住宅向け省エネ診断の結果に基づき導入する共用部のLED照明を設置する共同住宅の所有者・管理組合等	
種類	規模・基準	金額（限度額）
LED照明	荒川区集合住宅向け省エネ診断に基づき導入するもの	30万円
助成対象経費 製品本体費用、設置工事費等		
申請に必要な書類		
<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（第1号様式） 2 荒川区による集合住宅向け省エネルギー診断に基づき導入する省エネ提案書（写し） 3 見積書、内訳書の写し（工事内容、導入機器類の型式、数量及び価格等の内訳が明記されたもの） 4 設置予定場所の現況写真（設置予定箇所が全て確認でき、設置工事図面と照合ができるもの及び交換前の機器の型番が識別できるもの） 5 設置工事図面（設置機器、設置場所、箇所数が確認できるもの） 6 導入する機器の全形、型式、性能等がわかるもの（カタログ等） 7 管理組合の規約の写し及び機器の導入に係る管理組合等の総会の決議書（申請者が管理組合の場合） 8 法人住民税の納税証明書（申請者が法人の場合） 9 特別区民税・都民税納税証明書（平成28年度）（申請者が法人住民税納税義務者でないため、法人住民税納税証明書が発行されない場合のみ） 10 設置する建物の登記簿謄本または固定資産税（建物）納税通知書のコピー（申請者が建物を所有することを証明するために必要です。） 		

ご質問やさらに詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

エコ助成金交付申請について

荒川区環境課環境保全係 3802-3111 内線483